

岡崎市創業資金利子補給補助金

日本政策金融公庫の下記該当制度を利用して新たに事業をはじめる方に利子の一部を補助します。

(岡崎市内に住所(本店)及び主たる事業所がある方、開業5年未満の方が対象)

補助対象融資制度

- ①新企業育成貸付 ②一般貸付 ③生活衛生貸付 ④企業活力強化貸付
⑤マル経融資(小規模事業者経営改善資金) ⑥挑戦支援資本強化特別貸付

申請期限

2回目の利子支払い日まで

(ただし、自動車購入資金を含む場合は、申請期限が異なる場合がありますので、下記まで事前にご相談ください。)

補助内容

遅滞なく返済した2回目から7回目(※1)の利子合計の50%(上限20万円)

※ただし、以下に該当する場合は80%

- ①岡崎市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域のうち、都市拠点として設定した東岡崎周辺及び岡崎駅周辺に主たる事業所を有する場合
②岡崎市の伝統的工芸品に係る事業を行う場合
③30歳未満の中小企業者である場合
④市と公庫が定める社会的課題の解決に資する事業を行う場合
(今年度の社会的課題については裏面をご覧ください。)

(※1 今回の借入で車両を購入し、車検証の交付日が2回目の利子支払い以降となる場合は、車検証交付日以降に支払った6回分の利子)

申請方法

下記の必要書類を市役所商工労政課へ提出してください

- ①補助金交付申請書 ②貸付実行通知書
③創業した日または創業予定日がわかる次のいずれかの書類
創業計画書(公庫所定)(写)・開業届(写)・履歴事項全部証明書(写)
④支払額明細書 ⑤市税納税証明書(原本) ⑥許認可証(写)
⑦車両の購入の場合は車検証(電子車検証の場合は、車検証及び記録事項)(写)

商工労政課労政金融係(市役所西庁舎地下1F) TEL 0564-23-6214 FAX 0564-23-6213

岡崎市と日本政策金融公庫が連携、**社会的課題**を共有し、その課題の解決に資する事業を行う創業者の方に対して、補助率の優遇を実施します。

(令和6年度) 社会的課題のテーマ

①女性起業家の支援

地元産業の発展やイノベーション、社会課題の解決には、女性を含む多様な人材の活躍が必要です。近年、女性の就業率は増加しているものの、非正規雇用労働者の割合が高く、女性管理職の割合は依然として低い状況となっています。女性の職業生活における活躍及び人材の多様化を促進するため、自ら起業し、社会的役割を担う女性を支援します。

(対象)

・女性又は当該会社の代表者（複数いる場合は全ての代表者）が女性であること。

②第三者（親族・社員以外）事業承継

中小企業の休廃業・解散件数は、全国的に増加しています。経営者の高齢化も進んでおり、中小企業・小規模事業者の雇用や技術の喪失が危惧されています。この傾向は本市にも当てはまります。これを防ぐため、身近に後継者が存在しなくても選択でき、かつ上手に活用すれば事業に新たな魅力を追加することもできる第三者事業承継が注目されています。「後継者不在による廃業」の防止及び企業の価値向上に資するため、第三者事業承継の手法を用いて事業を実施される方を支援します。

(対象)

・事業譲渡契約書等を作成して、既存事業者の事業を受け継いで事業を開始する会社もしくは事業譲渡先企業を選定（M & A）する会社（※上記第三者事業承継に限る）

③中山間地域の空き家・空き店舗の活用

全国と同様に、本市においても都市部流出により、中山間地域での空き家（転居や相続等により、目的なく放置されている住宅）や空き店舗は増加傾向にあり、周辺環境への悪影響などが懸念されるなかで、行政だけでこれらの課題を解決することは困難なため、中山間地域（※）の空き家・空き店舗の解消に資するビジネスに取り組まれるかたを支援します。

※中山間地域とは岡崎市中山間地域活性化計画の対象地域をいう

(例)

- ・空き店舗への出店
- ・空き家を活用した古民家カフェ

④ドローンの活用（人材育成・産業活用）

産業が発展していくうえで、新技術の導入は必要不可欠です。本市では、新技術の一つであるドローンの産業活用に力を入れています。新技術であるドローンを活用する事業に取り組まれるかたを支援します。

(例)

- ・建物の点検
- ・農薬散布
- ・空撮
- ・ドローン教室

上記の社会的課題の解決に取り組む創業者の方が、日本政策金融公庫の該当融資制度を利用された場合、6回分の**利子の80%を補助**します。（申請方法については表面をご覧ください。）